

平成 24 年 9 月 28 日

三木町長 殿

三木町百眼百考会議

学びづくり部会 座長 宮井 進

提 案 書

次のとおり、提案します。

記

1 提案する施策の名称

三木町人材育成基金助成金事業（仮称）
三木町人材育成基金報奨金事業（仮称）
三木町人材育成基金（メダリスト基金）（仮称）の設置

2 提案する施策の内容

- (1) スポーツ・文化・芸術の各分野で全国大会以上の大会等に出場する者、その大会等で優秀な成績を収めた者に対して助成金及び報奨金を交付する事業である。事業の財源は、新たに設置する三木町人材育成基金（メダリスト基金）（仮称）からの繰入金及び一般財源を充てるものとする。
- (2) 三木町人材育成基金（メダリスト基金）（仮称）の原資については、広く一般からの寄附金によるものとするほか、必要であれば一般会計予算で積み立てる。
- (3) 人材育成基金助成金事業（仮称）における助成の対象は、交通費、大会参加費、宿泊費等とし、町内在住等の青少年（20歳未満の者）に対する助成金額については、「5 提案する施策の実施に要する費用の額」に記載のとおりとする。ただし、町内在住等の成年（学生を含めた20歳以上の者）に対する助成金額については、青少年に対する助成金額の2分の1とする。

- (4) 人材育成基金助成金事業（仮称）の対象者は、大会要項等に定める登録メンバー及びそれに同行する登録された監督・コーチ等とする。監督・コーチ等が 20 歳以上の場合は、成年に対する助成金額とする。
- (5) 人材育成基金助成金事業（仮称）に係る助成金の交付は、同一の個人又は団体に対して一の年度内に 3 回までとする。
- (6) 小学校の水泳及び陸上記録会、中学校の部活動については、従来 of 制度を利用することとし、人材育成基金助成金事業（仮称）の対象とはしない。
- (7) 三木町人材育成基金報奨金事業（仮称）については、原則として人材育成基金助成金事業（仮称）に該当する者を対象とし、成績上位入賞者に報奨金を交付する。報奨金額については、「5 提案する施策の実施に要する費用の額」に記載のとおりとする。
- (8) 営業や専業等に基づく活動の場合は、両事業の適用除外とする。
- (9) 両事業ともに申請から実績報告までの手続きは、大会出場後 90 日以内とし、必要書類は交付申請書及び実績報告書のほか大会参加者名簿、寄附金の納付証明書等の添付を要する。
不正があった場合には、助成金及び報奨金の返還義務が生じる。
- (10) 申請者は申請年度に一口（1,000 円）以上の寄附金を三木町人材育成基金（メダリスト基金）（仮称）に納入する義務がある。
- (11) 対象者を選考し、申請の適否を決定するため及び事業の適正な運営を審査するために審査委員会を設置する。
審査委員会は年 2 回開催する。申請がなければ開催を見送ることもできる。
委員は、各種団体（体育協会、文化協会等）からの推薦者、一般公募、町職員によって構成する。申請内容に応じて随時専門家を加えることもできる。
- (12) 審査委員会は、金額を含めた本制度自体の見直しを 5 年ごとに行うものとする。
- (13) 事業は「町税の滞納による行政サービスの制限措置」の対象事業に追加し、滞納者へのサービスの提供を制限する。

3 提案の目的及び理由

スポーツ・文化・芸術の各分野で夢に向かって邁進する青少年や成人に対して助成金を交付し支援する事業、全国大会以上の大会等で輝かしい成績を収めた者に対して報奨金を交付し賞賛する事業という三木町独自の取組を提案することで三木町を全国にアピールし、優れた才能を開花させ、トップアスリート及びトップアーティスト等を輩出する土壌をつくる。

4 提案する施策の実施により予想される効果

- (1) 本施策によって各種個人・団体等のレベルが引き上げられてスポーツ・文化・芸術の振興にもつながる。
- (2) 三木町独自の施策による話題性や各種個人・団体等が優秀な成績を収めることによって三木町のPRにもつながる。
- (3) 事業を広くPRすることによって、トップアスリート及びトップアーティスト等やそれをめざす人材が本町に集まってくることが期待できる。

5 提案する施策の実施に要する費用の額

別添資料のとおり、他の多くの自治体が同様の取組を行っているが、本町においては、全国でもトップレベルの支援策を提供したいとの思いから、それぞれの金額は、次のとおりとする。

人材育成基金助成金額

	個人	町内団体	町外団体
全国大会	一人あたり5万円以内	一人あたり5万円以内 (ただし、50万円を上限)	一人あたり5万円以内 (ただし、25万円を上限)
アジア大会	一人あたり10万円以内	一人あたり10万円以内 (ただし、100万円を上限)	一人あたり10万円以内 (ただし、50万円を上限)
世界大会	一人あたり15万円以内	一人あたり15万円以内 (ただし、150万円を上限)	一人あたり15万円以内 (ただし、75万円を上限)

※成年(20歳以上の者)に対する助成金額は上記金額の2分の1とする。

人材育成基金報奨金額

	優勝又は 優勝相当	準優勝又は 準優勝相当	3位又は 3位相当	その他の入賞 又は入賞相当
全国大会	20万円	10万円	5万円	3万円
アジア大会	30万円	15万円	10万円	5万円
世界大会	50万円	30万円	15万円	8万円

6 改革することにより想定される問題点

(1) 町民に対して周知が不十分である場合、本施策に対しての周知や理解を得られにくい。そのため、知り得た者だけがサービスを楽しむ可能性がある。ホームページ、広報等で周知の徹底を図る必要がある。

基金に対する寄附金についても、ホームページ、広報等で周知の徹底を図るとともに、商工会、工業クラブなどの各種団体に対して積極的なPRに努める必要がある。

(2) 審査委員会の運営は形骸化することなく、時代に則した運営を行う必要がある。

平成24年9月28日

三木町長 殿

三木町百眼百考会議

学びづくり部会 座長 宮井 進

意見書

平成24年度三木町百眼百考会議学びづくり部会において、食育に関する議論が行われたので、その内容について意見書として提出します。

記

食をめぐる問題は生きるうえでもっとも基本的な問題であり、毎日とる食事に安心・安全なものを求めるのは当然の思いである。産地偽装や食品汚染が取り沙汰されている今日、学校教育の一環として、食環境を知るうえでの地産池消の推奨や食文化を維持・継承するための食育が重要であるとわかってはいるものの、それを実践に移す環境がなかなか整わない現状にある。

田中小学校のように、コミュニティ・スクール制度を活用しながら学校教育の一環として実践しているケースがあるので、その事例を参考に、農家が学校近辺の休耕地等を学校に提供し、児童がそこで農作業を体験して収穫した農作物を給食で食するという、地産池消に基づいた食育の取組を他の学校に対しても奨励してもらいたい。

それを実践することで、食物を生産する喜びや苦勞、食物が食卓に上がるまでのプロセスや食の大切さを学ぶことができる。さらに、食物や生産者に対する感謝の気持ちが芽生え、食の安全への関心が高まることによって、健全な食生活の実現につながるはずである。

しかしながら、実現に向けては、休耕地等を提供することに協力していただける農家の選定及び契約上の問題や収穫した農作物を給食の献立として使用する際の給食業者との契約上の問題等が考えられるので、それらの問題をクリアしつつ慎重に進める必要がある。